

いただいた御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 改正省令案の電気事業法施行規則第2条第3号 ● 意見内容 改正省令案の電気事業法施行規則第2条第3項の「当該組合員の需要に応ずるための専用の設備として新たに設置するものに限る。」の「新たに設置するもの」の解釈として、新設する設備だけでなく「当該組合員の需要に応ずるための専用の設備」として新たに設置するものと解釈し、既に稼働している事業用電気工作物を非電気事業用電気工作物に変更する場合も認めていただきたい。 	<p>自己託送スキームによる供給は、現行の再エネ特措法上、再エネ賦課金の支払いの対象外となるため、消費者など、このスキームを活用しない需要家の負担が高まるなど、公平性の確保の観点からの課題があること、また、メガソーラー等による通常の再エネの小売供給と同様のビジネスモデルであるにもかかわらず、再エネ賦課金の対象から外れることを目的として、このスキームを活用することは、公正競争の観点からの課題があることから、本号において対象としている非電気事業用電気工作物については、既に稼働している発電設備や FIT 制度による買取期間が満了した発電設備等は対象としないこととしています。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 改正省令案の電気事業法施行規則第3条第3号 ● 意見内容 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備を自己託送の対象発電設備から除く旨の規定がある認識で問題ないか。 また、再エネ特措法の認定発電設備が自己託送の対象発電設備から除かれるケー 	<p>ご認識のとおり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備については、本改正省令案に規定する「共同して設立した組合」に関するものについては対象外ではありますが、その他の自己託送については、同発電設備は対象から除かれません。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>スは、改正省令案に規定する「共同して設立した組合」に関するもののみであり、電気事業法施行規則第2条第1項および第2項に規定するケースでは再エネ特措法の認定発電設備であっても自己託送の対象発電設備から除かれる意味ではない、という理解で良いか。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 自己託送に係る指針の全部改正案 ● 意見内容 指針中、「特定規模需要」が「需要」と変更されていますが、これは小売全面自由化により、低圧を除外する必要がなくなったこと、および各一般送配電事業者による託送供給等約款において、低圧を含む各電圧区分で従量接続送電サービスの料金が設定されていることから、自己託送における需要(受電側)において、電圧の制限は無くなったものと考えても良いか。併せて、発電(送電側)においても、低圧発電も自己託送に活用しても良いものとするが、認識に齟齬はないか。 	<p>ご認識のとおり、自己託送については、発電側・受電側それぞれにおいて、電圧の制限はございません。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 自己託送に係る指針の全部改正案 ● 意見内容 問合せ一覧は入れるべき。 ● 理由 問い合わせる部署が不明瞭なため。 	<p>問い合わせ先一覧については、ホームページ等でご案内する予定です。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 自己託送に係る指針の全部改正案 ● 意見内容 自己託送と特定供給の相違点を示していただきたい。 	<p>自己託送は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般電気事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ● 理由 <p>自己託送と特定供給はどちらも密接な関係が適用要件にある。</p> <p>また、特定供給においては、密接な関係として、組合の設立があり、今回の改正にて、自己託送においても組合の設立が密接な関係として認められることとなり、自己託送と特定供給が近いものとなっている。</p> <p>特定供給と自己託送のどちらが適用されるのか、分かりにくい。</p> <p>例えば、自己託送は系統線を利用するものの、特定供給は自営線供給と相違があると理解しており、前提条件を明確化していただきたい。</p>	<p>にある工場等に送電する際に、当該一般電気事業者が提供する送電サービスのことであり、特定供給とは、電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及び特定の場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者が、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣に対して申請いただく許可事業です。</p> <p>ご指摘の点については、組合を設立するスキームの場合、特定供給に基づく供給においては、電気事業法施行規則第45条の24第3号に基づき、自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する必要がありますが、自己託送に基づく取組においては、系統を利用した供給が認められます。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 <p>自己託送に係る指針の全部改正案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 意見内容 <p>前回の指針にあった"自己託送に係る供給行為の整理"の図が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 理由 <p>前回の指針で示された"自己託送に係る供給行為の整理"について変更されたものではないため、これらの関係を明らかにするためにも削除するべきではない。</p>	<p>現行の指針で示されていた「自己託送に係る供給行為の整理」に変更はありませんが、今回の改正による類型の追加も踏まえ、今後、ホームページ等において、説明図を公表予定です。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 <p>改正省令案の電気事業法施行規則第2条第3号</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 意見内容 <p>水素発電あるいは廃棄物発電も、本要件に適合していることを明確化していただ</p>	<p>改正省令案のとおり、「原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備」であれば、ご指摘の発電方式においても、</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	きたい。 ● 理由 カーボンニュートラルに向け、太陽光だけでなく、水素や廃棄物発電（バイオマスが混載）も重要な選択肢であるため、普及させるには、水素発電あるいは廃棄物発電についても上記の要件を満たし、密接な関係を認める必要があると考えられる。	本号に基づき自己託送を利用することができます。
8	● 該当箇所 電事法施行規則第45条の24第3号 ● 意見内容 特定供給における「密接な関係」についても、自己託送に関する「密接な関係」（電気事業法施行規則第2条第3号）の改正案と同様に、自営線を介さない一般送配電事業者のネットワークを介した組合型の供給を可能とする改正を行うべきではないか。 ● 理由 需要場所が複数となる場合、自己託送の要件を満たすことができたとしても、特定供給の許可が得られずオフサイトPPAの実現が困難になると懸念される。	今般の改正は、カーボンニュートラル社会に向け、FIT/FIP制度に依存しない脱炭素電源の導入を促し、公平性・公正性・需要家保護を確保するため、需要家の要請により、当該需要家の需要に応ずるための専用電源として新設する脱炭素電源による電気の取引であること等を、電気事業法第2条第1項第5号に規定する「密接な関係性を有する」ことの要件と新たに整理することで、自己託送スキームの下でのいわゆる「オフサイト型PPA」を可能とするものであり、複数需要家への供給を前提とした特定供給制度に基づく取組を対象とするものではありません。
9	● 該当箇所 改正省令案の電気事業法施行規則第2条第3号 ● 意見内容 「当該組合員」は単に「組合員」とすべきではないか。 ● 理由 同号で最初に現れる「組合員」は非電気事業用電気工作物を維持・運用する者であ	ご指摘の箇所につきましては、趣旨明確化のため、改正省令案中、「当該組合の組合員」として修正いたします。

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>るのに対し、「当該組合員」として参照される者は電気の需要家であって、両者は別の者であると思われる。</p>	
10	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 自己託送に係る指針の全部改正案 ● 意見内容 組合設立によって再エネを用いた自己託送を実施する場合の同時同量義務について、緩和措置を検討いただきたい。 ● 理由 組合設立によって再エネを用いた自己託送を実施する場合、発電バラシンググループが小規模となることが想定され、インバランスリスクが高い点を懸念している。 	<p>不足インバランスが発生した場合は一般送配電事業者が電力の供給を行うことから、その費用を発電事業者や小売電気事業者が負担することは電力の需給バランスを一致させるためにも重要です。計画値同時同量制度について、再エネを用いた自己託送にのみ措置の緩和を行うことは難しい一方で、蓄電池の導入やアグリゲーターへの需給管理の委託等によりある程度の負担は回避可能であることから、他の手段もご検討いただきたいと思えます。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 自己託送に係る指針の全部改正案 ● 意見内容 将来にわたって再エネ賦課金の対象外であることは明確に整理いただきたい。 ● 理由 当該組合における電気供給は小売供給にはあたらないため。 	<p>FIT・FIP制度に頼らない非FIT再エネを促進していくことは、国民負担を軽減しつつ再エネの導入拡大に資するものとして評価できる一方で、固定価格買取制度の趣旨や買取期間が20年等であり、制度開始当初の買取価格が高く国民負担の大きな再エネの買取が継続していることを踏まえると、需要家が電気の供給を受けるという点には差異がないにも関わらず、ある需要家は賦課金を負担し、別の需要家は賦課金を逃れる、というような不公平な状態を生じさせる側面もあることから、賦課金の負担の在り方については、こうした新たな形態による取引の広がり</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
		や実態、ニーズを把握しつつ、必要に応じ今後関係審議会で議論してまいります。
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 改正省令案の電気事業法施行規則第2条第3号 ● 意見内容 「長期」という言葉の定義を明確にしてほしい。 ● 理由 期間の定義が不明確になっていることで、一般送配電事業者の裁量によってエリア間で密接関係性の判断に差異が生じるため。 	個別のケースによって判断されると考えられますが、例えば、組合契約において、供給者がすぐに組合を脱退し、供給が途絶えてしまわないような規則を設けること等を確認することとしています。
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 自己託送に係る指針の全部改正案 ● 意見内容 自己託送を検討・開始する際に、電力広域的運営推進機関が一括窓口となり、各一般送配電事業者との必要な契約や、手続きへ促していただきたいと考えます。 現状、同じエリアでも大手9電力会社（沖縄を除く）すべてと振替供給契約を結ぶ必要がありますが、こちらについても、一括で受け付けていただくことで煩雑さを解消できるものと考えます。 	自己託送は、事例に応じて個別に一般送配電事業者との間で接続供給の検討が必要であることから、エリアを管轄する一般送配電事業者に直接相談をいただくこととしています。
1 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 自己託送に係る指針の全部改正案 ● 意見内容 一般送配電事業者は事業者から依頼があった場合には速やかに受け入れることし、確認に要する期間に制限を設ける事。確認期間、結果については電力取引監視等委員会による監視を行う事として頂きたい。 	自己託送を含む供給側接続事前検討に関して、託送供給等約款に定める回答期間の遵守状況等について、現状においても電力・ガス取引監視等委員会において確認を行っているところです。

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1 5	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 改正省令案の電気事業法施行規則第2条第3号 ● 意見内容 当該規定は、組合の組合員でない者に電気を供給することを排除する趣旨であり、同一の組合に属する複数の組合員に対して電気を供給することまでは排除されていない理解でよいか。 ● 理由 改正案の記載からは明らかでないため。 	<p>一の発電設備から複数の者に対して供給を行う場合、電気事業法第27条の30第1項に基づき、特定供給の許可が必要となり、一の需要場所を対象とする自己託送とは別の規律がかかります。</p> <p>なお、特定供給において、組合型の供給を行う場合には、電気事業法施行規則第45条の24第3号に基づき、自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する必要があります。</p>
1 6	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 改正省令案の電気事業法施行規則第2条第3号 ● 意見内容 組合が不明瞭。 	<p>組合とは、民法第667条に規定される組合やその他法人格を有さない組合を想定しております。</p>
1 7	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 改正省令案の電気事業法施行規則第2条第3号 ● 意見内容 OCCTO に自己託送の申請をするのは誰か（組合員のうち発電設備を持つ者か、あるいは組合員のうち電力需要家か）を、明示していただきたい。 「組合」には法人格は無いと思うので、組合が OCCTO に申請するというのは無いと思います。電力需要家は、OCCTO 会員になっていない場合が多く、手続きも不慣れなので、発電を行う組合員が申請できる仕組みだと良いです。 	<p>電力広域的運営推進機関に申請するのは、発電側となります。</p>